

国際社会における法の支配の確立に向けて

～ 国際刑事裁判所ローマ規程・国際刑事裁判所協力法案の国会論議 ～

外交防衛委員会調査室 なかうち やすお
中内 康夫

国際刑事裁判所 (International Criminal Court ; ICC) は、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪など最も深刻な国際犯罪を犯した個人を国際社会そのものが直接裁く史上初の常設の国際刑事裁判機関である。

麻生外相は、本年1月26日、第166回国会召集に当たっての衆参両院での外交演説において、「国際社会における法の支配の確立に向け期待される役割を果たすため、一つお願いがある。ICCへ我が国として加盟するため、今国会で関連条約の締結につき御承認をいただきたい¹」と述べ、両院の議員に対し、ICCの設立条約である「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(Rome Statute of the International Criminal Court、以下「ICC規程」又は単に「規程」という。)の締結について国会承認を要請した。

その後、ICC規程及びその国内実施法である「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案」(以下「ICC協力法案」又は単に「法案」という。)は、2月27日に国会に提出され、衆参の審議を経て、2か月後の4月27日に規程は国会承認され、法案は成立した。政府は、本年10月頃にはICCに正式に加盟する予定であるとしている²。

ICCの現状や規程・法案の主な内容等については、既に本誌265号及び266号で紹介済みであるので³、本稿では、これまでの国会論議を中心に我が国がICCに加盟するに当たって議論となった点を紹介していきたい。

1. ICC加盟に向けての国内対応

(1) 経緯

我が国は、ICC設立について協議するため1998年6月から7月にかけて開催された国連主催の外交会議(ローマ会議)において交渉妥結に向けて重要な役割を果たし、ICC規程の採択(1998年7月17日)に当たっても賛成票を投じたが、署名期間内(1998年7月17日～2000年12月31日)に署名せず、規程発効(2002年7月1日)後もこれまで締結を見合わせてきた。

そして、規程の採択から8年余り、発効から4年余りを経て、本年2月にICC規程は国会に提出されたが、麻生外相は、国会提出までに時間を要した理由について、規程の対象犯罪である集団殺害犯罪等と国内法との整合性などについて検討を要した、ICCへの協力に関する手続やICCの運営を害する犯罪等の処罰について新たな国内法を整備する必要があった、各国の実行状況を調査していた、ICC分担金の支払いについての予算上の対応措置に多くの時間がとられたなどと説明した⁴。

(2) ICC 規程に定める重大犯罪への対応

() 政府における検討事項

ICC 規程の採択当時、我が国は、有事法制の整備前であり、諸外国と異なり、戦争犯罪の処罰法制が整備されておらず、整備されるめども立っていなかったことなどから規程に署名しなかったが⁶⁵、その後、2004年に武力攻撃事態対処法制の一環としてジュネーブ諸条約等の国内実施のための法整備が行われたことから、規程に定める重大犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪（未定義））のうち、戦争犯罪については国内で処罰するための法整備が大きく進展した。

しかし、その後も政府は、重大犯罪に関し、その他にも国内法との関係を十分検討する必要があるとの考えを示し、具体的な検討事項として、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪について現行の刑罰法規以外に新たな罰則を定める必要があるのか、例えば、集団殺害犯罪の扇動の罪（規程第25条3(e)）をどのように考えるのか、ICC 規程の対象犯罪は我が国と異なり時効が適用されないが（規程第29条）そのことがどのような影響をもたらすのか、部下が重大犯罪を犯した場合の上官責任の規定（規程第28条）がどのような影響をもたらすのかなどの例を挙げていた⁶⁷。

() 現行国内法での対応

関係省庁間での検討の結果、政府はICC 規程の国会提出に当たり、重大犯罪を国内で処罰するための新たな立法措置は不要であると判断した。「規程の対象犯罪は国内法ですべて処罰できるのか」「ICC によって日本人が訴追される可能性はないのか」との質疑を受け、麻生外相は、「ICC の基本的な考え方は、補完性の原則である。つまり、ICC の対象犯罪の被疑者の捜査、訴追は各締約国が行うことが基本であり、それができない場合には、ICC が捜査、訴追し、各締約国がこれに協力することとなる。このような考え方のもと、ICC 規程においては、対象犯罪を各締約国において処罰できるようにすることは義務づけられていないが、ほとんどのものが我が国の現行国内法において、殺人罪、傷害罪、逮捕監禁罪等として処罰可能である。なお、対象犯罪の一部について我が国で処罰できない可能性は、理論上はあり得るが、ICC が実際に管轄権を行使するのは、十分な重大性を有する事案のみであるため、そうした可能性は実際には想定できない⁸と答弁した。

また、「十分な重大性」の要件について、政府は、「十分な重大性というのは、ICC のこれまでの例でいうと、何千人という人に対する殺害などを指している」として「このことを踏まえると、理論上、ICC 規程の対象犯罪のうち我が国の国内法で処罰できないようなものがあるとしても、ICC が管轄権を行使することは想定されない⁹と強調した。

一方、ドイツ、イギリス、オランダ、カナダなどにおいては、ICC 加盟に当たり新たな法律が制定され、ICC の重大犯罪の全類型が国内においても犯罪化されている¹⁰。この点について、政府は、「（国内法での犯罪化は）条約上の義務ではなく、各国の判断である¹¹とし、「刑罰は、人の生命、自由、財産を剥奪することを内容とする制裁であることから、必要やむを得ない場合においてのみ適用されるべきだとの謙抑主義の要請も考慮する必要がある、ICC 規程と現行法の間には理論的には差異は認められるが、そのわずかな間隙を埋めるため新たな罰則を設けるまでの必要は現在ないと考えている¹²と説明した。

ICC 規程第 5 条 1 (a) ~ (c) に定める犯罪 (集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪) のうち、国内法で処罰できない行為の主要な例

ICC 規程の条名	ICC 規程に定められた行為	国内法で処罰できない行為
6 条 (d)	当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること	当該集団に所属する男女を利益誘導により面会しないようにさせ、出生を妨げた場合のように、暴行・脅迫等の強制力又は欺罔手段を用いなかった場合には処罰できない。
8 条 2 (b) ()	民用物、すなわち軍事目標以外の物を故意に攻撃すること	現行国内法における建造物等損壊罪及び器物損壊罪には未遂犯処罰規定がないため、民用物に損壊の結果が発生しなかった場合には、基本的には処罰ができない。ただし、放火を手段とする場合であれば放火罪の未遂犯として、火器を使用した場合であれば爆発物取締罰則違反等として処罰可能である。
8 条 2 (b) (iv)	予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害であって、明らかに過度なものとなることを認識しながら、故意に攻撃すること	攻撃態様が、火器・化学兵器を使用する場合には爆発物取締罰則又は化学兵器等禁止に関する法律違反、森林への放火に該当すれば森林法違反、海洋への有害物の排出に該当すれば海洋汚染等に関する法律違反、不要物の遺棄に該当すれば廃棄物処理法違反、飲料に供する浄水の汚染に該当すれば浄水汚染罪等として処罰可能であるが、これら以外の態様による攻撃であって、損害が発生しなかった場合には、処罰できない。
8 条 2 (b) ()	文民その他の被保護者の存在を、特定の地点、地域又は軍隊が軍事行動の対象とならないようにするために利用すること	文民等が当該軍事目標が攻撃されることを知りながら、あえて当該軍事目標のそばにいることに自己の意思に基づいて同意していた場合には処罰できない。

(出所) 外務省提出資料

() 罪刑法定主義との関係

ICC 規程に定める重大犯罪のうち国内法で処罰できない行為について、理論上、ICC で処罰される可能性があることは、罪刑法定主義の観点から問題があるではないかとの指摘がなされた (なお、重大犯罪のうち国内法で処罰できない行為の例は本頁の表参照) 。

これに対し政府は、「罪刑法定主義は、我が国において刑罰を科する場合の規定であって、ICC の処罰に直接適用があるわけではない。ただし、我が国として、ICC 規程の義務に従って、強制力を持って犯罪人の引渡し等の協力を行う以上、当該犯罪人の処罰に係る一連の手続の全体が、別途憲法第 31 条が保障する適正手続の趣旨にかなうものであること

は必要である。この点については3点指摘できる。ICC規程上、ICCが管轄権を行使する犯罪は最も重大とされる犯罪に限定されており、その構成要件や法定刑も明記されている。規程が定めるICCにおける刑事手続も捜査から公判の手続を通じて適正なものであり、人権保障等について十分に信頼できる。引渡犯罪人の引渡し等のICCへの協力は、ICC協力法案に基づき行われるが、そこではICCの判断を尊重しつつも、我が国の裁判所による司法審査を義務付けるなど適正手続が確保されている。このようなことを考慮すると、一連の手続の全体が憲法第31条が保障する適正手続の趣旨にかなう」と説明し、また、「裁判を受ける権利は実質的に十分保障されている」との見解を示した¹³。

この点に関しては、後述のとおり、参議院外交防衛委員会の決議において、「国内法上処罰できないために日本国民がICCから訴追される懸念が生じる場合には、速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めること」との指摘がなされている。

() 上官責任等

政府は、ICC規程の上官責任の規定について、国内法で犯罪化することは規程上義務付けられていないが、ほとんどの場合には犯罪の実行行為者である部下の共犯などとして刑法総則等の規定に基づいて処罰をすることが可能であり、謙抑主義の要請もあるので、新たな罰則を設けるべき理由は認められないとの考えを示している¹⁴。

なお、ICC規程が定める集団殺害犯罪の扇動の罪や対象犯罪の時効不適用の規定と国内法との整合性等について、国会において政府の検討結果が具体的に質される機会はなかったが、当該規定は国内で同様の措置をとることが義務付けられているものではなく、政府は、現時点で新たな立法措置等を行う必要性はないと判断している。

(3) ICCへの協力等のための国内法整備 (ICC協力法案)

政府は、ICC規程を締結するに当たり我が国が負うこととなる国内法制面での義務として、ICCの運営に対する罪の創設、ICCの捜査・裁判に対する協力及び犯罪人の引渡しに関する手続の整備、ICCが命ずる罰金等の執行の協力に関する手続の整備などが必要であると、ICC規程の国会提出に当たっては、国内法制を担保するための「ICC協力法案」が同時に提出された。法案では、まず、ICCに協力するための手続規定の整備として、ICCに対する証拠の提供、受刑者証人等の移送等に関する規定の整備、ICCの財産権等の執行及び保全に関する規定の整備等が定められている。また、ICCの運営を害する罪として、ICCの裁判に際して証拠隠滅、偽証、贈収賄等が行われた場合にそれを犯罪とし、処罰する規定が置かれている。

この関係で、ICC規程においては、ICCにおける刑事手続に関して、保障されるべき被疑者、被告人の権利、さらには被害者、証人の保護等の規定が設けられており、これらが国内においてどのように担保されるのかについて質疑が行われた。これに対し政府は、「我が国における刑事事件の捜査、公判についても、ほぼ同様に憲法、刑事訴訟法等において被疑者、被告人の権利、例えば自白を強要されないこと、拷問、残虐刑の禁止、弁護人との接見交通、迅速な裁判等の手続保障の規定があり、被害者等の保護又は証人の保護に関してもそれぞれ規定がある。我が国がICCに対して行う証拠の提供等の協力の手続

においてはこうした刑事訴訟法等の規定を準用することとしているので、条約上の義務としての必要な担保は確保されている」と説明した。

なお、これらの保障がすべて明文で規定されているかという点に関して、政府は、「例えば、ＩＣＣ規程では、被疑者の尋問については弁護人を立ち合わせる権利があること等が定められているが、我が国が実際にＩＣＣの被疑者に対する尋問の実施の協力を請求された場合には、条約の規定に基づき、尋問に先立って弁護人の立会いの下に尋問を受ける権利を有する旨を告げて、相手がその権利を放棄した場合を除いて弁護人を取調べに立ち合わせるという運用を考えているところであり、こうした運用も併せて、ＩＣＣ規程に定める被疑者の権利が担保される」との見解を示した¹⁵。

(4) 分担金の問題

法制面の他に、我が国がＩＣＣ規程を締結するに当たっての課題は、締約国として支払う分担金の額であった。締約国の分担金については、国連の通常予算の分担率を基礎とすることとされていたが、国連のように分担率のシーリング（上限、国連通常予算は22%）が適用されるかどうか明確ではなかった。そのため、米国のＩＣＣ加盟が見込まれない中、我が国がＩＣＣに加盟した場合、最大の拠出国として分担金全体の約28%を負担する可能性があり¹⁶、我が国の財政状況が逼迫している中、国内における広範な理解を得る取組の必要性が指摘されていた¹⁷。そうした点を踏まえ、我が国は分担金に国連と同率のシーリングを適用するよう求めていたが、昨年12月、ＩＣＣ締約国会議において22%のシーリングの適用が確認されたことから、財政面における規程締結の条件が整った。

なお、同締約国会議で了承された2007年度ＩＣＣ予算（会計年度は暦年）は約8,900万ユーロ（約130億円）である。政府は、本年10月にＩＣＣに加盟することを前提として、平成19（2007）年度一般会計予算に2007年度分のＩＣＣ分担金として約7.2億円（22%の分担率で10月から12月までの3月分）を計上している。2008年度以降は、平年度化されるので、毎年約30億円程度の支出が見込まれることとなる¹⁸。

2. 我が国のＩＣＣへの貢献の在り方

麻生外相は、我が国のＩＣＣ加盟の意義について、「集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪などを犯した個人の不処罰を許さないとの我が国の決意を明確に示し、これら犯罪を犯した個人を処罰するための包囲網の一翼を担うことになる」とし、「国際社会における重大な犯罪行為の撲滅・予防及び法の支配の徹底に寄与するとの見地から極めて有意義である」と¹⁹と強調した。

ＩＣＣ加盟後の我が国のＩＣＣへの貢献の在り方について質された麻生外相は、「ＩＣＣは、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅と予防につき大きな役割を果たしてきたと考えている。我が国としては、このようなＩＣＣの重要な役割にかんがみ、ＩＣＣに対する幅広い貢献を積極的に行っていききたい。具体的には、裁判官、またＩＣＣ事務局職員への我が国出身者の送り込みなど、人材面での貢献を今後一層積極的に行っていく。また、ＩＣＣの効率的運用を図るべく、財政規律の確保も含め、ＩＣＣの運営に関する議論など

にも、主要な締約国の一つとして積極的に参加をしていく」²⁰との見解を示した。

さらに「我が国が率先してICCへ加盟することにより、他のアジア諸国などの加盟も促進し、ICCをより普遍的な組織とすることが期待できる。関係国に対しICCへの加盟の働きかけをさらに積極的に行っていきたい」²¹との決意を示した。

政府は、ICC加盟後、2009年に予定されている3年に1度の定期の裁判官選挙において邦人の裁判官を選出させたいとの意向を示していた²²。これに対して、辞任した裁判官の補欠選挙が今年末にも予定されていることから、2009年を待たず次の補欠選挙に邦人候補を推薦すべきとの指摘がなされたが、政府は、「現時点において対応は確定しておらず、候補者擁立の可能性も含めて適切に検討していきたい」²³と答えるにとどまった。

また、ICCと特権免除協定を締結すべきではないかとの指摘もなされたが、政府は、「当面、我が国にICCの事務所が設置される見通しはない。ICC規程の締結に伴い、検察官、裁判官等には特権・免除が与えられるので、それ以外の職員が長期にわたって我が国で活動することは現時点では想定されないことにかんがみ、現時点において我が国が特権免除協定を締結する必要性は乏しいと判断した」²⁴として締結しない方針を示した。

3. 2009年の検討会議に向けて

2009年に予定されているICC規程見直しの検討会議における我が国の対応について、麻生外相は、「具体的な議題は今後調整される予定だが、侵略犯罪の定義とともに、核兵器を含む大量破壊兵器の使用、テロ行為及び麻薬犯罪などをICCの対象犯罪とすることの是非について議論することが考えられる。日本としては、ICC加盟後は、主要な加盟国の一つとして、これらの議論に一層積極的に参加したい」²⁵との認識を示した。

侵略犯罪の定義等については、ICC規程の起草過程において参加国間で意見の対立があり、2009年の検討会議で検討を行うこととしており、現在、特別作業部会の活動が続いている。政府は、「特別作業部会には我が国もオブザーバーとして参加している。我が国の対応について現段階で明確な方針があるわけではないが、ICC加盟後は正式な加盟国として関連の議論に一層積極的に参画していきたい」²⁶との考えを示した。

また、ICCの対象犯罪にテロ行為を含めるように働きかけるべきとの意見に対して麻生外相は、「テロ行為は、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。日本もテロ防止関連条約のもとで、テロ行為を国内法上犯罪とし、(テロ犯罪者を)自国で訴追するか、他の関係締約国に引き渡すことによってこれを取り締まることとしている。政府としては、検討会議において、テロ行為に関する議論が行われた場合には、テロ防止に関するこれまでの国際社会としての取組を踏まえつつ、この議論に積極的に参加していきたい」²⁷との認識を示した。

ICC規程の起草過程においては、大量破壊兵器の中でも極めて影響力の大きい核兵器の使用をICCの対象犯罪とするか否かについて、各国間で意見がまとまらず、最終的には将来の検討会議で議論することとされた。この点について、政府の対応方針を質された麻生外相は、「政府としては、従来から一貫して、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的な基盤である人道主義の精神には合致しないとの立場であ

る。日本としては、I C C加盟後は、こうした点を十分に踏まえつつ、関連の議論により積極的に参加をしていく覚悟である」²⁸との考えを示した。

4．米国との関係

米国は、米国民をI C Cに引き渡さないことを約束する二国間免責協定（B I A）の締結を各国に要請しており、現在、発展途上国を中心に未発効分も含めて100か国以上とB I Aの合意を取り付けているとされる。こうした米国の政策に対する我が国の方針を質された麻生外相は、「米国は、海外で活動している米軍人がI C Cによって訴追されることを危惧している。ただし、締約国にならないという米国の決定も尊重してもらいたいということで、I C Cを弱体化させる意図はないと表明している」²⁹とした上で、「日本としては、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した者の訴追を確保するというI C Cの趣旨にかんがみ、I C C規程の締結に当たり、このような二国間合意は締結しない考えである。なお、主なI C C締約国である、英、仏、独、伊などを始めとするE U諸国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国は、米国との間でのこのような二国間合意は締結していない」³⁰とし、米国とB I Aを締結する考えのないことを明らかにした。

また、日米地位協定とI C C規程との関係について、政府は、「I C C規程第98条2の規定に基づき、I C C規程より日米地位協定や日米犯罪人引渡条約の方が優先される」とし、「我が国に駐留する米軍人に係わる刑事裁判権の問題については、我が国はまず、日米地位協定に従って対処していくこととなる。なお、I C C規程の締約国であるN A T O諸国や韓国に駐留する米軍人にかかわる刑事裁判権の問題についても、N A T O地位協定や米韓地位協定に従った対処となる」³¹との見解を示した。

5．その他の論議

（1）ジェノサイド条約の締結

ジェノサイド条約でいうジェノサイドとI C C規程でいう集団殺害犯罪の定義自体は同じであることから³²、I C C規程の締結を機にジェノサイド条約も締結すべきとの指摘がなされた。これに対して、麻生外相は、「ジェノサイド条約においては、I C C規程と異なり、集団殺害等の行為を国内法によって犯罪化する義務を課している。日本においてジェノサイド条約を締結する必要性、国内法の整備の内容等について、慎重に考え、検討を加えていく必要がある。まず、I C Cに加わり、しばらく運用を見た上で考えていく問題だと思っている」³³として慎重な姿勢を示した。

（2）北朝鮮による日本人拉致問題

I C C規程では、人道に対する犯罪の一つとして、人の強制失踪が掲げられており、その中で拉致等の行為が規定されている。そのため、我が国のI C C加盟に伴い、北朝鮮による日本人拉致問題にどのような影響があるのか見解が求められた。これに対し、麻生外相は、「我が国のI C C加盟は、こうした犯罪は許さないとの断固たる姿勢を北朝鮮に示すことになり、日本人拉致事案の解決にも資するものと考えている」との認識を示した。

その一方で、外相は、「ＩＣＣが管轄権を行使するためには一定の条件を満たす必要がある。例えば、対象事案は、ＩＣＣ規程が発効した２００２年７月１日以降に行われた行為でなければならない。また、締約国として事案を付託するためには、犯罪の実行地国又は被疑者の国籍国が締約国でなければならないが、北朝鮮はいまだ同規程を締結していない。以上にかんがみれば、日本のＩＣＣ加盟によって、北朝鮮による日本人拉致事案が直ちにＩＣＣで裁かれるわけではない」との見解を示し、「なお、国連安保理によるＩＣＣへの付託については、ＩＣＣ締約国でない国の個人を安保理決議に基づいてＩＣＣに付託することは規程上あり得るが、まず安保理としてそのような決定がなされるか否かというところであり、ＩＣＣが十分な重大性として認めるかどうかという問題もある」と述べ、北朝鮮による日本人拉致問題をＩＣＣで取り上げることの困難さを強調した³⁴。

６．衆参の委員会における決議

これらの国会論議を踏まえ、衆議院外務委員会においては、ＩＣＣ協力法案に対し附帯決議が行われ、参議院外交防衛委員会においては、ＩＣＣ規程に関する決議が行われた³⁵。

衆議院外務委員会の附帯決議では、政府に対し、ＩＣＣの運営等に対し最大拠出国にふさわしい発言権の確保に努めつつ、裁判官及び検察官をはじめとする裁判所職員の輩出のために人材の発掘及び育成にかかる体制を強化すること、ＩＣＣが管轄権を有し、行使し得る重大犯罪について、国内で捜査・訴追し、処罰するための体制・運用の確保に努めること、ＩＣＣからの協力要請に適切に応えられるよう我が国の刑事司法制度の更なる信頼性向上に常に努めること、ＩＣＣが管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること、ＩＣＣに対する協力において、受刑者証人等移送又は引渡犯罪人の引渡しの決定を行うに当たっては、当該受刑者又は引渡犯罪人に対し、制度の趣旨、手続、方法等について十分な説明を行うとともに、ＩＣＣ協力法に規定された要件・手続を厳守すること、我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、ＩＣＣにおいて、規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保することなどを要請している。

さらに、参議院外交防衛委員会の決議では、衆議院で議決した事項に加え、発展途上にあるＩＣＣの運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること、アジア諸国を始めとする非締約国に対し、あらゆる機会をとらえて、規程締結への外交的働きかけを行うとともに、法整備も含めた司法支援等の国際協力を積極的に進めること、ＩＣＣが管轄権を有する重大犯罪については、補完性の原則に基づき、自国による刑事裁判権行使が基本であり、かつ、当該犯罪の中には我が国の現行国内法上処罰できない行為があることにかんがみ、今後の諸外国の実行も踏まえ、国内法整備の在り方について検討に努めること。万が一、国内法上処罰できないために日本国民がＩＣＣから訴追される懸念が生じる場合には、速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めることなどについても政府に対し要請している。

ＩＣＣ加盟後の今後の政府の取組においては、これらの決議の内容が十分に尊重されることが期待される。

-
- 1 第 166 回国会衆議院本会議録第 2 号(2) 8 頁(平 19.1.26)、参議院本会議録第 2 号(2) 8 頁(平 19.1.26)
 - 2 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 8 頁(平 19.3.20)
 - 3 中内康夫「国際刑事裁判所(ICC)とは何か」『立法と調査』第 265 号(2007.3.2)、中内康夫「我が国の国際刑事裁判所(ICC)加盟と今後の課題」『立法と調査』第 266 号(2007.4.6)
 - 4 第 166 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 5 頁(平 19.3.28)
 - 5 第 160 回国会参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第 2 号 13 頁(平 16.8.5)
 - 6 第 163 回国会衆議院法務委員会議録第 9 号 6 頁(平 17.10.28)
 - 7 第 159 回国会衆議院外務委員会議録第 3 号 16 頁(平 16.3.2)
 - 8 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 8～9 頁(平 19.3.20)
 - 9 第 166 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 6 頁(平 19.3.28)
 - 10 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 11 頁(平 19.4.26)
 - 11 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 11 頁(平 19.4.26)
 - 12 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 3 頁(平 19.4.26)
 - 13 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 2 頁(平 19.4.26)
 - 14 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 3 頁(平 19.4.26)
 - 15 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 10 頁(平 19.4.26)
 - 16 正木靖「国際刑事裁判所への日本の加盟と国内法整備」『国際問題』No.560(2007年4月)
 - 17 第 164 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 21 号 2 頁(平 18.6.1)
 - 18 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 8 頁(平 19.3.20)
 - 19 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 6 頁, 10 頁(平 19.3.20)
 - 20 第 166 回国会参議院本会議録第 16 号 6 頁(平 19.4.13)
 - 21 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 10 頁(平 19.3.20)
 - 22 第 165 回国会参議院予算委員会会議録第 3 号 2 頁(平 18.10.13)
 - 23 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 9 頁(平 19.4.26)
 - 24 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 7 頁(平 19.4.26)
 - 25 第 166 回国会参議院本会議録第 16 号 6 頁(平 19.4.13)
 - 26 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 5～6 頁(平 19.4.26)
 - 27 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 11 頁(平 19.3.20)
 - 28 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 10～11 頁(平 19.3.20)
 - 29 第 166 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 16 頁(平 19.3.28)
 - 30 第 166 回国会参議院本会議録第 16 号 6 頁(平 19.4.13)
 - 31 第 166 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 16 頁(平 19.3.28)
 - 32 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 3 頁(平 19.4.26)
 - 33 第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 4 頁(平 19.4.26)
 - 34 第 166 回国会衆議院本会議録第 15 号 9 頁(平 19.3.20)
 - 35 第 166 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 17～18 頁(平 19.3.28)、第 166 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 13～14 頁(平 19.4.26)